

「新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン」案 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン」案について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきますので、ご了承ください。

■ 募集期間

平成27年7月13日（月）～8月11日（火）

■ 広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、産業政策課、各区役所、各出張所、中央図書館にて配布・閲覧

■ ご意見の提出状況

提出者数：16者（提出方法：郵送1、FAX12、電子メール3）

意見数：14

■ 結果公表場所

結果は、次の場所で閲覧できます。（閉庁日は除きます。）

市政情報室（市役所本館1階）

産業政策課（市役所分館3階）

各区役所（設置場所は各区地域課へお問い合わせください。）

各出張所

中央図書館（中央区明石2）

■ 問合せ先

新潟市 経済部 産業政策課（市役所分館3階）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1

電話：025-226-1610 FAX：025-224-4347

E-mail：sangyo@city.niigata.lg.jp

「新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン」素案に対するパブリックコメント意見概要及び市の考え方

No	章	項目	素案頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
1	第2章	現状・課題と対応	7	記載の経営上の課題以外にも、消費税をはじめとする課題はあると思うが。	消費増税や原材料の高騰をはじめとした経済環境の変化が中小企業・小規模事業者に与える影響については、四頁下段で取り上げています。なお、P7の経営上の課題については、市内景況調査における主な経営課題として平成22～26年度の各調査で、上位3つに入った項目の推移を取り上げることで、経営課題は常に変化していることを図示したものです。	無
2	第3章	3つの発展モデル	12	3つの発展モデルのうち「持続的に発展する」は、「持続し地域住民の利便に応える」としてはどうか。	発展モデルの標記については、他二つとの発展の方向性をわかりやすく区分することに留意したもので、地域住民の利便に応えることについては、すべての発展モデルに共通するものです。なお、条例第3条の基本理念や各事業者等の役割などでも、地域社会との関わりについてふれているほか、本プランでも、「第4章施策の方向性 III元気に活動し続けることを支援する」において、地域商店街や商店が市民の日常生活を支えているとし、身近な買い物の場、地域コミュニティの担い手として重要性が高まる、としています。	無
3	第4章	I 中小企業・小規模事業者が生まれる、新たな事業への進出を支援する	16	「情報サービス産業」の集積を大方針として検討してほしい。	「情報サービス産業」の集積については、新潟市・聖籠町企業立地基本計画において、「高度ITシステム・利活用関連産業」として、4つを指定集積業種の一つに指定し、関連の取り組みを進めています。	無

No	章	項目	素案頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
4	第4章	I 中小企業・小規模事業者が生まれる、新たな事業への進出を支援する	16	何か新しく「成長分野での、新潟市の強みとなりうる産業」をまとめ、企業集積を進めてほしい。	ニューフードバレー構想や航空機関連産業については、本市総合計画において成長産業として育成することとしており、同計画期間内において、成果をあげることに尽力したいと考えています。なお、他分野について、社会経済情勢の変化をとらえながら、成長領域の構築に注力していきたいと考えます。	無
5	第4章	I 中小企業・小規模事業者が生まれる、新たな事業への進出を支援する II 成長発展への挑戦を支援する	16 17	中小企業が「新しく生まれる」「成長発展する」ための「よりどころ」として、ニューフードバレー構想や航空機関連産業の集結というような具体的な「新潟市の大戦略」を数多く打ち出してほしい。	ニューフードバレー構想や航空機関連産業については、本市総合計画において成長産業として育成することとしており、同計画期間内において、成果をあげることに尽力したいと考えています。なお、他分野について、社会経済情勢の変化をとらえながら、成長領域の構築に注力していきたいと考えます。	無
6	第4章	II 成長発展への挑戦を支援する	17	新潟市の各地域の特色を生かした経済発展を期待するとともに、経済価値の域外流出を阻止し、地域循環を促進する観点での施策を希望する。農業特区と航空産業に拘る姿勢には疑問を感じる。	市内中小企業・小規模事業者による既存産業の高度化支援や、農業特区や航空機産業における中小企業・小規模事業者による新たな事業参入や域内企業の連携から生まれる「経済価値」を地域内で循環させるとともに地域外から富の獲得に役立てることで、地域経済の活性化につなげていきたいと考えます。	無
7	第4章	II 成長発展への挑戦を支援する	17	古町地区は「老人が楽しく集う街」「老人と若者が交流できる街」としたらどうか。	本プランでは商店街における商業の活性化を全体テーマと扱っており、個別地区の方向性等については関係部門における施策展開の中で役立てていきます。	無
8	第4章	III 元気に活動し続けることを支援する	18	小規模向け事業を行っているのは商工会議所・商工会だけではないので「小規模事業者向けに商工会議所・商工会を始め商工団体等の実施する取り組みとの連携もはかります。」としたらどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 P18 中段 「 <u>商工会議所・商工会をはじめとした地域経済団体等の実施する小規模事業者向けの取り組みとの連携も図ります。</u> 」	有

No	章	項目	素案頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
9	第4章	Ⅲ 元気に活動し続けることを支援する	18	企業経営に大きな影響を与えている消費増税、高すぎる国保料等においても配慮してほしい。	消費税については国において制度設計を行っています。国民健康保険制度、介護保険制度についてはその安定的運営のための支援を国に要望しています。本市においては、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、記載の施策に取り組んでいます。	無
10	第4章	Ⅳ 産業を担う人材の確保・育成を支援する	19	(3) 従業員の福利厚生の実施支援において所得税法第56条廃止に取り組んでほしい。	所得税法については、国において制度設計を行っています。同法第56条については国において検討をしております。本市としてはその経過を見守りたいと思います。従業員の福利厚生の実施については、記載の施策を通じて支援に取り組んでいます。	無
11	第5章	1 中小企業・小規模事業者の振興に資する庁内の仕組みづくり	22	様々な中小企業振興施策が知られていないのが現状のため、広告宣伝の強化をしてはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 P22 中段 「また、 <u>実施する施策については、的確な情報発信を行うとともに、その成果等については、</u> 」	有
12	第5章	1 中小企業・小規模事業者の振興に資する庁内の仕組みづくり	22	業者自身が応援してくれる関係機関と一緒に調査し話し合う、足で稼ぐような調査をしてはどうか。	民間企業への合同調査については、各企業の秘匿情報等もあるなか、民官共同での実施は難しいと考えています。本市では年2回市内の2,000事業所を対象とした市内景況調査とそれに付随するテーマ別調査、各地域経済団体等との個別の意見交換を通じて事態の把握、意見の収集に努めており、それらの結果について情報発信に努めたいと考えます。	無
13	第5章	1 中小企業・小規模事業者の振興に関する庁内の仕組みづくり	22	業種ごと、地域ごとに関係者が一堂に会し行政と振興策を話し合う場を設置してはどうか。	各団体等の関係者の考え方を十分にお聞きするため、現時点では、個別に意見交換を行うことで、より丁寧な聞き取りができるものと考えます。	無

No	章	項目	素案頁	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正
14	第5章	2 関係機関の役割と連携	23	関係機関の役割と連携について、労働力を適切に確保させる観点から、ハローワーク等就職を斡旋する機関を追加してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 P23 上段 「各関係者・団体それぞれが役割を果たすとともに、 <u>国・県等とも連携・協力を図りながら</u> 取り組みを進めます。」	有